

**【新設】(除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)**

**66の5の2-7** 措置法令第39条の13の2第9項に規定する「当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等（同条第8項に規定する除外対象特定債券現先取引等をいう。以下同じ。）に係る負債の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。

(注) その事業年度の開始の時及び終了の時における除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。

**【解説】**

1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-11）と同様の取扱いを定めるものである。

2 本制度における対象支払利子等の額とは、その法人の支払利子等の額のうち、支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額や除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額などの対象外支払利子等の額（措法66の5の2②三）以外の金額とされている（措法66の5の2②一）。

この除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額とは、法人が行う特定債券現先取引等（注1）に係る支払利子等の額に、次の算式による割合を乗じて計算した金額とすることとされている（措令39の13の2⑨）。

(算式)

$$\text{割合} = \frac{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高 (注2)}}{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高}}$$

(注) 1 現金担保付債券貸借取引（現金を担保として債券の借入れ又は貸付けを行う取引をいう。）で借り入れた債券又は債券現先取引（債券の買戻又は売戻条件付売買取引で一定のものをいう。）で購入した債券を、現金担保付債券貸借取引で貸し付ける場合又は債券現先取引で譲渡する場合における、貸付けに係る現金担保付債券貸借取引又は譲渡に係る債券現先取引をいう（措法66の5⑤八、措令39の13⑩）。

2 次のうちいずれか少ない金額をいう（措令39の13の2⑩）。

(1) 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高

(2) その除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高

3 ところで、上記2の算式の分母の「除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高」は、「当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」をいうこととされているが（措令39の13の2⑨）、この「当該事業年度

の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは具体的にどのようなものをいうのか、法令上の規定においては必ずしも明らかでない。

そこで、本通達において、この「当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、負債の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうことを明らかにしている。

4 なお、この「当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうのであり、少なくとも各月末の平均残高以上の精度をもって計算することが予定されているのであるから、その事業年度の期首と期末の負債の帳簿価額の平均額は、これに該当しない。本通達の注書では、このことを念のため明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2－7）を定めている。